

問い合わせ先	健康福祉局障害福祉課
	504-2147 (内線3873)

自立支援医療（育成医療・更生医療）に係る自己負担上限月額の変更

1 支援策の内容

自立支援医療（育成医療・更生医療）に係る自己負担上限月額を変更

2 対象者（要件等）

災害による市民税の減免の要件に該当することにより、自己負担上限月額の所得区分が変更となる方

3 手続きの方法

お住いの区福祉課に申請書を提出してください。

- 中区福祉課障害福祉係 (TEL) 504-2588 (FAX) 504-2175
- 東区福祉課障害福祉係 (TEL) 568-7734 (FAX) 568-7781
- 南区福祉課障害福祉係 (TEL) 250-4132 (FAX) 254-9184
- 西区福祉課障害福祉係 (TEL) 294-6346 (FAX) 294-6311
- 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL) 831-4946 (FAX) 879-8565
- 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL) 819-0608 (FAX) 819-0602
- 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL) 821-2816 (FAX) 821-2832
- 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL) 943-9769 (FAX) 923-1611

4 その他

変更期間は、申請のあった日の属する月の翌月初日から受給者証の有効期間内